

# ～ 本年の給与勧告のポイントと勧告の仕組み ～

## 宮崎県人事委員会

(令和元年10月9日)

### 【内容】

#### 1 給与勧告のポイント

#### 2 勧告の仕組み

- (1) 給与勧告の対象職員
- (2) 給与勧告の手順
- (3) 公民給与の比較方法(ラスパイレス比較)
- (4) 公民較差の状況

(参考) 最近の給与勧告の実施状況(行政職)

# 1 給与勧告のポイント

## 本年の給与改定

### 月例給与の引上げ改定

- 民間給与との較差(510円、0.14%)等を考慮し、人事院勧告に準じて、給料表を改定
  - ※ 行政職給料表について、大卒程度の初任給を1,500円、高卒程度の初任給を2,000円、それぞれ引上げこれを踏まえ、主に30歳台半ばまでの職員が在職する号級について所要の改定(平均0.1%)
  - ※ 他の給料表は、行政職給料表との均衡を基本に改定
  - ※ 平成31年4月1日から実施

### 特別給(ボーナス)の改定なし

- 民間の特別給の支給割合(4.46月)と概ね均衡しているため、特別給は現行の4.45月に据え置き

### 住居手当の見直し

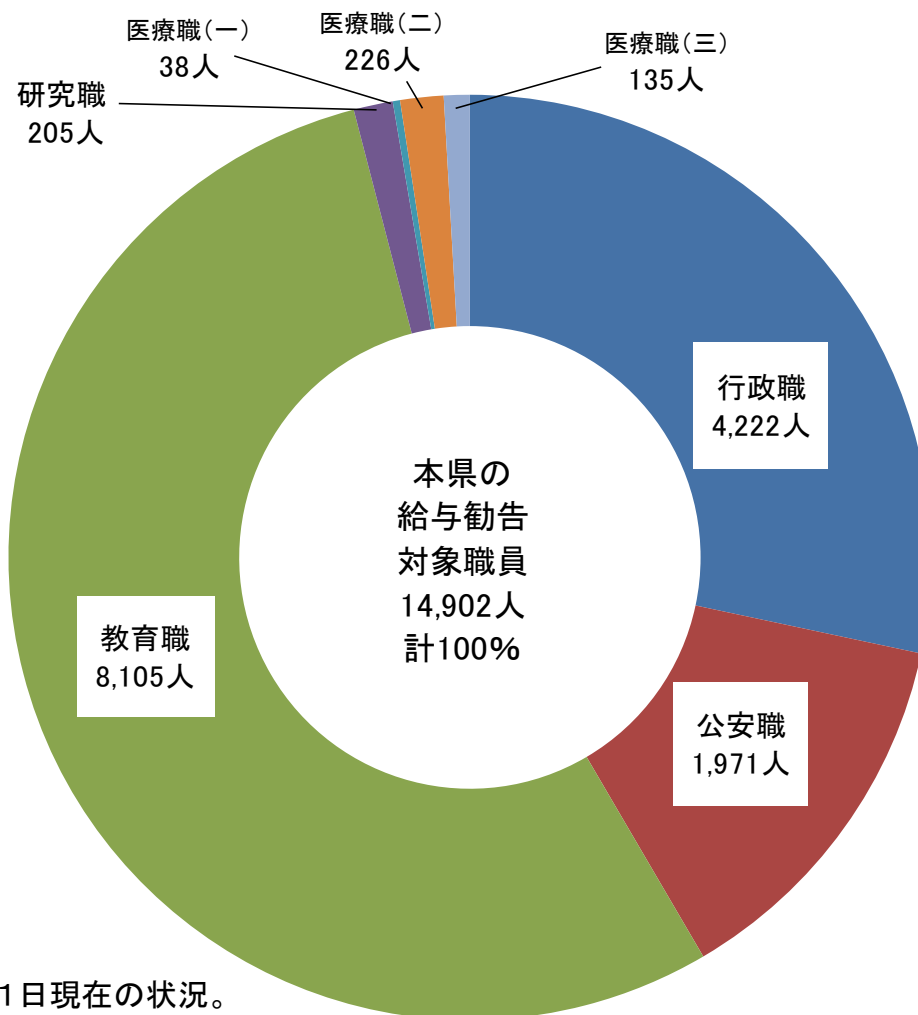
- 住居手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円(12,000円→16,000円)引上げ、最高支給限度額を1,000円(27,000円→28,000円)引上げ
  - ※ 令和2年4月1日から実施
  - ※ この改定に伴い、支給月額が減額になる職員については、国の経過措置の内容を踏まえつつ、本県の実情を考慮し、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間、所要の経過措置を実施

	現行		改正後	
	家賃額	支給額	家賃額	支給額
①	12,001～23,000円	家賃額－12,000円	16,001～27,000円	家賃額－16,000円
②	23,001～54,999円	(家賃額－23,000円)×1/2+11,000円	27,001～60,999円	(家賃額－27,000円)×1/2+11,000円
③	55,000円以上	27,000円	61,000円以上	28,000円

## 2 勧告の仕組み

### (1) 給与勧告の対象職員

人事委員会の勧告の対象となるのは、職員の給与に関する条例、市町村立学校職員の給与等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける職員である(従って企業職員は含まれない。)



※ 平成31年4月1日現在の状況。

※ 職員数は、勧告対象職員のうち休職者、育児休業の承認を受けた職員、再任用職員等を除く人数である。

※ 教育職は、県立学校と市町村立学校の教育職を合わせた人数である。

## (2) 給与勧告の手順

宮崎県人事委員会では、地方公務員法の規定(均衡の原則)に基づき、民間事業所の従業員の給与を実地に調査し県職員の給与と精密に比較するとともに、国や他の地方公共団体の職員の給与等を総合的に勘案した上で、給与勧告を行っている。

### 職種別民間給与実態調査

- 人事院と全国の人事委員会が共同で実施
- 対象:企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所
- 期間:4月24日～6月13日

### 県職員給与等実態調査

- 休職者、育児休業の承認を受けた職員、再任用職員等を除く全職員の本年4月分の給与等について調査

#### 【2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査について】

- 本県では、母集団383事業所から無作為に抽出された141事業所において実地調査を実施
- 本年4月分の給与及び賞与(昨年8月～本年7月)の支給状況等を調査

### 公民較差の算出

- ラスパイレス方式(役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の給与を比較)により、民間企業従業員と県職員(行政職)の4月分給与を精密に比較
- 民間企業従業員と県職員の特別給の年間支給月数を比較

民間給与、国や他の地方公共団体の職員の給与等を総合的に勘案し、給料表・手当の改定等の内容を決定

### 人事委員会勧告

県議会

(条例改正案の審議・議決)

条例改正案提出

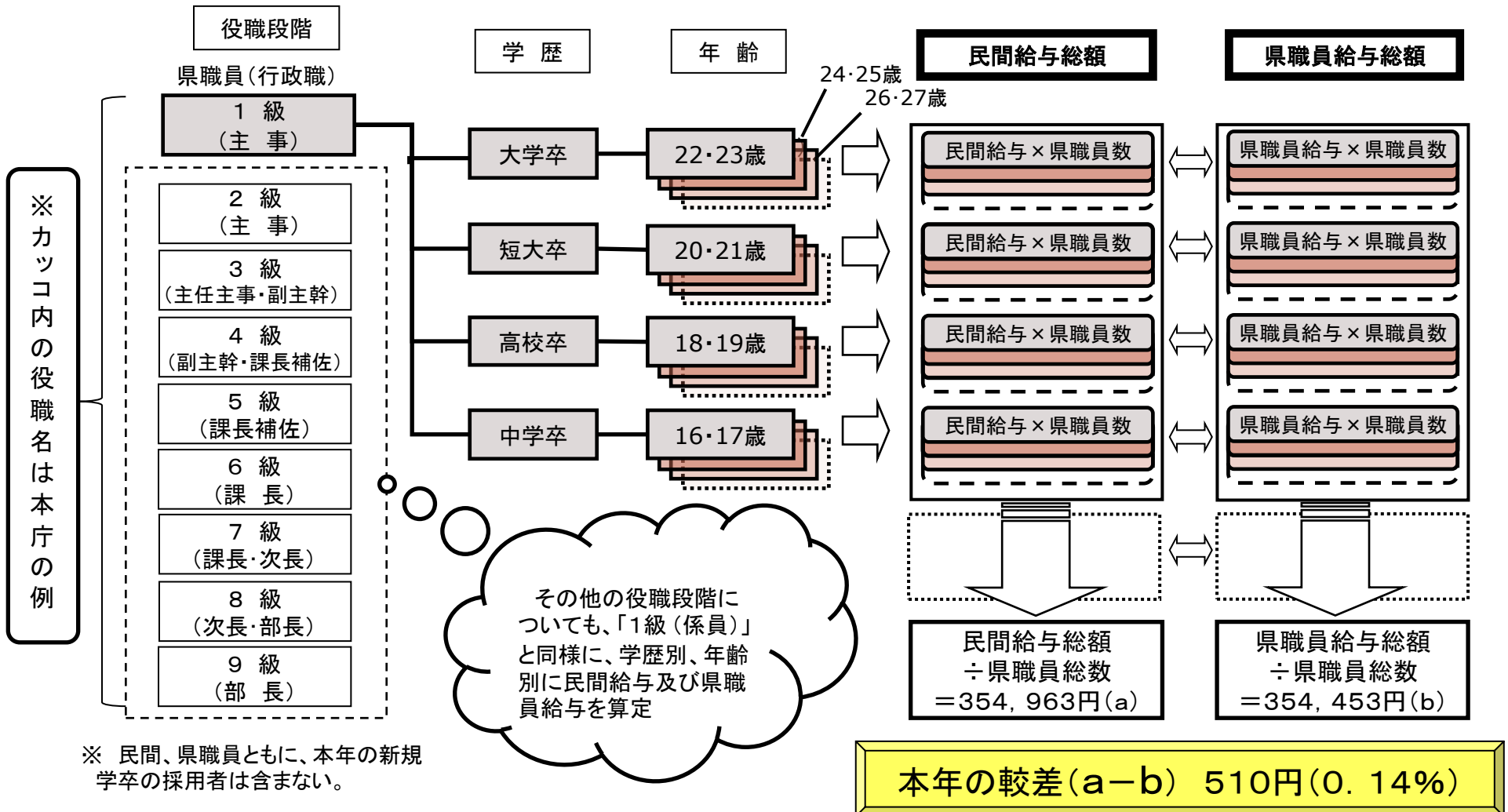
知事

(勧告の取扱い決定)

# (3) 公民給与の比較方法(ラスパイレス比較)

県と民間企業では、組織の規模や構成、従業員の年齢構成等が異なることから、県職員と民間企業従業員の給与を精確に比較するため、役職段階、学歴及び年齢を同じくする者同士で比較(ラスパイレス比較)を行っている。

この方法により、公務員に民間の給与額を支給したとすれば、その給与は現在と比べてどの程度差があるかを算出することができる。

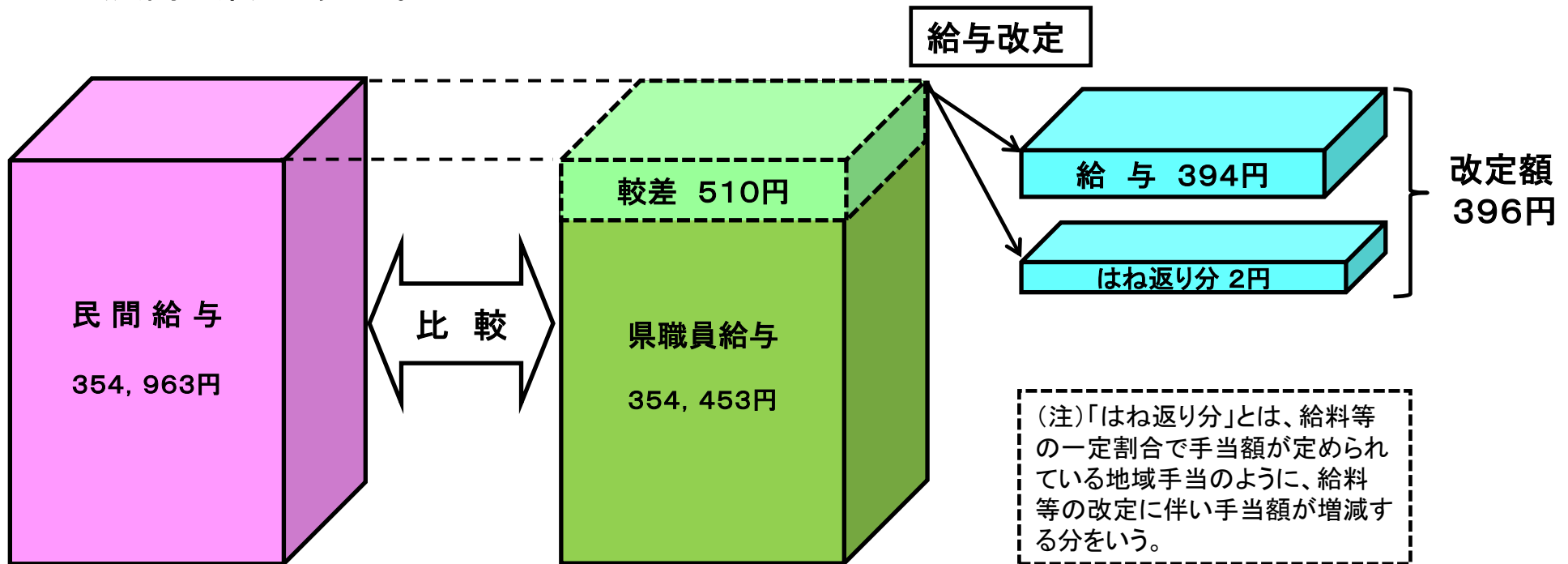


※ 民間、県職員ともに、本年の新規学卒の採用者は含まない。

## (4) 公民較差の状況

### 月例給

本年の公民較差の状況について、ラスパイレス比較に基づき比較したところ、510円の較差（民間＞県）があった。



### 特別給(ボーナス)

民間の支給月数(4.46月)は県職員の支給月数(4.45月)と概ね均衡していた。

## (参考) 最近の給与勧告の実施状況(行政職)

本県の本年までの給与勧告の実施状況は下表のとおり。(過去10年)

	月例給		特別給(ボーナス)		平均年間給与
	改定額	改定率	年間支給月数	対前年比増減	増減額
平成22年	△652円	△0.17%	3.95月	△0.20月	△8.5万円
平成23年	△1,071円	△0.29%	3.95月	—	△1.7万円
平成24年	—	—	3.95月	—	—
平成25年	—	—	3.95月	—	—
平成26年	876円	0.24%	4.10月	0.15月	6.7万円
平成27年	3,695円	1.02%	4.20月	0.10月	9.5万円
平成28年	436円	0.12%	4.30月	0.10月	4.2万円
平成29年	422円	0.12%	4.40月	0.10月	4.1万円
平成30年	523円	0.15%	4.45月	0.05月	2.6万円
令和元年	396円	0.11%	4.45月	—	0.7万円

※1 月例給の改定額(率)及び平均年間給与の増減額は、それぞれ各年4月1日時点における勧告実施後の増減を示したものである。

※2 令和元年の数値は、勧告どおりに改定された場合のものである。